令和６年１１月２６日招集

第５回天草市議会（定例会）議案書

天　草　市

令和６年第５回天草市議会（定例会）議案

議案番号	件　　名	提出年月日	議決年月日	議決の結果
報告第９号	専決処分事項の報告について	令和６年 １１月２６日		
報告第１０号	専決処分事項の報告について	〃		
議第９０号	専決処分事項の承認について（令和６年度天草市一般会計補正予算第５号）	〃		
議第９１号	専決処分事項の承認について（令和６年度天草市一般会計補正予算第６号）	〃		
議第９２号	天草市地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について	〃		
議第９３号	天草市体育館条例及び天草市運動広場条例の一部を改正する条例の制定について	〃		
議第９４号	天草市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃		
議第９５号	天草市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	〃		
議第９６号	天草市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	〃		
議第９７号	天草市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	〃		
議第９８号	天草市奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定について	〃		
議第９９号	天草市町民センター条例の一部を改正する条例の制定について	〃		
議第１００号	熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について	〃		
議第１０１号	権利の放棄について	〃		

議案番号	件　　名	提出年月日	議決年月日	議決の結果
議第１０２号	権利の放棄について	令和６年 １１月２６日		
議第１０３号	権利の放棄について	〃		
議第１０４号	権利の放棄について	〃		
議第１０５号	指定管理者の指定について（天草交流センターブルーアイランド天草）	〃		
議第１０６号	市道路線の廃止について	〃		
議第１０７号	令和６年度天草市一般会計補正予算（第７号）	〃		
議第１０８号	令和６年度天草市一般会計補正予算（第８号）	〃		
議第１０９号	令和６年度天草市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）	〃		
議第１１０号	令和６年度天草市介護保険特別会計補正予算（第１号）	〃		
議第１１１号	令和６年度天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）	〃		
議第１１２号	令和６年度天草市浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算（第１号）	〃		
議第１１３号	令和６年度天草市国民健康保険診療施設特別会計補正予算（第１号）	〃		
議第１１４号	令和６年度天草市斎場事業特別会計補正予算（第２号）	〃		
議第１１５号	令和６年度天草市病院事業会計補正予算（第２号）	〃		
議第１１６号	令和６年度天草市水道事業会計補正予算（第２号）	〃		

議案番号	件　　名	提出年月日	議決年月日	議決の結果
議第１１７号	令和６年度天草市下水道事業会計補正予算（第２号）	令和６年 １１月２６日		

報告第９号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和６年１１月２６日提出

天草市長　馬場　昭治

１　事故発生日時　令和６年１０月４日（金曜日）
　　午後３時００分頃
２　事故発生場所　天草市河浦町崎津１１１７番地１０（崎津集落ガイダンスセンター敷地内）
３　和解の相手方　熊本市中央区魚屋町二丁目５番地
　　大生ファミリー株式会社（車両保有者）
４　事故の概要　上記日時及び場所において、除草作業中の本市職員が草刈機によって小石を跳ね上げ、駐車していた相手方車両に損害を与えた。
５　損害賠償の額　８０，１４７円（相手方車両分）
６　和解事項　当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。

報告第１０号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和６年１１月２６日提出

天草市長　馬場　昭治

１　事故発生日時　令和６年７月１７日（水曜日）
午後４時００分頃

２　事故発生場所　天草市浜崎町３番５５号（天草市立本渡北小学校敷地内）

３　和解の相手方　天草市在住者（車両保有者）

４　事故の概要　上記日時及び場所において、除草作業中の本市職員が草刈機によって小石を跳ね上げ、駐車していた相手方車両に損害を与えた。

５　損害賠償の額　１，０４６，１００円（相手方車両分）

６　和解事項　当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。

議第９０号

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、令和６年度天草市一般会計補正予算（第５号）について、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和６年１１月２６日提出

天草市長　馬場　昭治

（提案理由）

専決処分したときは、地方自治法第１７９条第３項の規定により、議会に報告し、その承認を得る必要がある。

天草市専決第７号

専　決　処　分　書

令和６年度天草市一般会計補正予算（第５号）を地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和６年１０月３日

天草市長　馬場　昭治

（専決処分の理由）

令和６年１０月２７日に執行される衆議院議員総選挙及び令和６年７月１１日から１５日までの梅雨前線豪雨に伴う災害復旧に係る経費について、その予算措置に急を要するが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第１７９条第１項の規定により専決処分する。

令和６年度天草市一般会計補正予算（第５号）

令和６年度天草市の一般会計補正予算（第５号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 121,239 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 56,763,104 千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第２条　地方債の変更は、「第２表　地方債補正」による。

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		6,883,523	37,808	6,921,331
	1 国庫負担金	5,622,877	37,808	5,660,685
16 県支出金		4,267,802	64,555	4,332,357
	3 県委託金	146,095	64,555	210,650
19 繰入金		4,029,260	76	4,029,336
	2 基金繰入金	4,029,260	76	4,029,336
22 市債		4,353,500	18,800	4,372,300
	1 市債	4,353,500	18,800	4,372,300
補正されなかった款項に係る額		37,107,780		37,107,780
歳入合計		56,641,865	121,239	56,763,104

歳　出　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		9,152,983	64,555	9,217,538
	5 選挙費	81,224	64,555	145,779
10 災害復旧費		224,638	56,684	281,322
	2 公共土木施設災害復旧費	80,350	56,684	137,034
補正されなかった款項に係る額		47,264,244		47,264,244
歳出合計		56,641,865	121,239	56,763,104

第２表　地方債補正

１　変　更

（単位：千円）

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害復旧事業	48,200	証書借入又は証券発行	５．０％以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	67,000	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ

議第９１号

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、令和６年度天草市一般会計補正予算（第６号）について、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和６年１１月２６日提出

天草市長　馬場　昭治

（提案理由）

専決処分したときは、地方自治法第１７９条第３項の規定により、議会に報告し、その承認を得る必要がある。

天草市専決第８号

専　決　処　分　書

令和６年度天草市一般会計補正予算（第６号）を地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和６年１０月２３日

天草市長　馬場　昭治

（専決処分の理由）

令和６年６月２０日から２１日まで及び７月１０日から１５日までの梅雨前線豪雨に伴う災害復旧に係る経費について、その予算措置に急を要するが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第１７９条第１項の規定により専決処分する。

令和６年度天草市一般会計補正予算（第６号）

令和６年度天草市の一般会計補正予算（第６号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 13,466 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 56,776,570 千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第２条　地方債の変更は、「第２表　地方債補正」による。

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
13 分担金及び負担金		126,038	1,077	127,115
	1 分担金	45,680	1,077	46,757
16 県支出金		4,332,357	7,675	4,340,032
	2 県補助金	1,602,440	7,675	1,610,115
19 繰入金		4,029,336	514	4,029,850
	2 基金繰入金	4,029,336	514	4,029,850
22 市債		4,372,300	4,200	4,376,500
	1 市債	4,372,300	4,200	4,376,500
補正されなかった款項に係る額		43,903,073		43,903,073
歳入合計		56,763,104	13,466	56,776,570

歳　出　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
10 災害復旧費		281,322	13,466	294,788
	1 農林水産施設災害復旧費	144,288	13,466	157,754
補正されなかった款項に係る額		56,481,782		56,481,782
歳出合計		56,763,104	13,466	56,776,570

第２表　地方債補正

１　変　更

（単位：千円）

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害復旧事業	67,000	証書借入又は証券発行	５．０％以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	71,200	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ

議第９２号

天草市地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について

天草市地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和６年１１月２６日提出

天草市長　馬場　昭治

天草市地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

天草市地区コミュニティセンター条例（平成１８年天草市条例第２１号）の一部を次のように改正する。

第８条中第４号を削り、第５号を第４号とする。

別表第２久玉地区コミュニティセンターの部研修室（和室）の項の次に次のように加える。

会議室	１００円	１００円

別表第２島子地区コミュニティセンターの部会議室Ｂの項の次に次のように加える。

会議室Ｃ	１００円	１００円

別表第２宮田地区コミュニティセンターの部大会議室の項及び会議室Ａの項を次のように改める。

大会議室	４００円	３００円
会議室Ａ	３００円	２００円

別表第２宮田地区コミュニティセンターの部陶芸室Ｂの項の次に次のように加える。

調理実習室	２００円	

別表第２二江地区コミュニティセンターの部会議室（和室）の項の次に次のように加える。

小会議室	１００円	１００円

別表第２手野地区コミュニティセンターの部洋室の項を削り、同表城河原地区コミュニティセンターの部集会室１の項中「集会室１」を「集会室」に改め、同部集会室２の項を削り、同表福連木地区コミュニティセンターの部健康管理室の項を削り、同表下田北地区コミュニティセンターの部和室の項の次に次のように加える。

会議室	１００円	１００円

別表第２新合地区コミュニティセンターの部会議室Ｂの項の次に次のように加える。

会議室Ｃ	２００円	２００円

別表第２備考に次のように加える。

４　営利を目的として利用するとき又は入場料（会費、会場整理費その他の入場料に相当する金銭を含む。）を徴収するときの基本使用料は、この表に掲げる額に２を乗じて得た額とする。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（提案理由）

地区コミュニティセンターの使用料の見直しに伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第９３号

天草市体育館条例及び天草市運動広場条例の一部を改正する条例の制定について

天草市体育館条例及び天草市運動広場条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和６年１１月２６日提出

天草市長　馬場　昭治

天草市体育館条例及び天草市運動広場条例の一部を改正する条例

（天草市体育館条例の一部改正）

第１条　天草市体育館条例（平成１８年天草市条例第１０１号）の一部を次のように改正する。

別表第１天草市下津浦体育館の項を削る。

別表第２中「天草市浦和体育館
天草市下津浦体育館」を「天草市浦和体育館」に改める。

（天草市運動広場条例の一部改正）

第２条　天草市運動広場条例（平成１８年天草市条例第１０４号）の一部を次のように改正する。

別表第１天草市御所浦南グラウンドの項及び天草市河浦総合運動場相撲場の項を削る。

別表第３天草市御所浦南グラウンド夜間照明施設の項を削る。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。ただし、第２条中別表第３天草市御所浦南グラウンド夜間照明施設の項を削る改正規定は、公布の日から施行する。

（提案理由）

社会体育施設の見直しに伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第９４号

天草市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

天草市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和６年１１月２６日提出

天草市長　馬場　昭治

天草市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

天草市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成２６年天草市条例第２４号）の一部を次のように改正する。

第２９条第２項第３号中「２０人」を「１５人」に改め、同項第４号中「３０人」を「２５人」に改める。

第３１条第２項第３号中「２０人」を「１５人」に改め、同項第４号中「３０人」を「２５人」に改める。

第４４条第２項第３号中「２０人」を「１５人」に改め、同項第４号中「３０人」を「２５人」に改める。

第４７条第２項第３号中「２０」を「１５人」に改め、同項第４号中「３０人」を「２５人」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成２６年厚生労働省令第６１号）の一部改正を踏まえ、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第９５号

天草市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

天草市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和６年１１月２６日提出

天草市長　馬場　昭治

天草市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

天草市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例（平成２６年天草市条例第２６号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項中「員数」の次に「（天草市高齢者保健福祉事業審議会が第１号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）」を加え、同条第３項を同条第４項とし、同条第２項中「前項の」を「第１項の」に、同項の表中「前項第１号」を「第１項第１号」に、「前項第２号」を「同項第２号」に改め、同条中第２項を第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２　前項の規定にかかわらず、天草市高齢者保健福祉事業審議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第１号被保険者の数について、おおむね３，０００人以上６，０００人未満ごとに前項各号に揚げる常勤の職員を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターが前項の職員及びその員数の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員及びその員数は、同項各号に揚げる者のうちから２人とする。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号）の一部改正を踏まえ、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第９６号

天草市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

天草市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和６年１１月２６日提出

天草市長　馬場　昭治

天草市営住宅条例の一部を改正する条例

天草市営住宅条例（平成１８年天草市条例第２３５号）の一部を次のように改正する。

目次中「第４章　駐車場の管理（第５０条―第６０条）
第５章　雑則（第６１条―第６４条）
第６章　罰則（第６５条）」を「第４章　法第４５条第２項に基づく市営住宅の活用（みなし特定公共賃貸住宅）（第５０条―第５４条）
第５章　駐車場の管理（第５５条―第６５条）
第６章　雑則（第６６条―第６９条）
第７章　罰則（第７０条）」に改める。

第６条第１項第２号中「２１４，０００円」を「２５９，０００円」に改め、同項第３号中「明らかな者」を「明らか」に改め、同条第２項第２号中「又は１８歳未満」を削り、同項第３号中「小学校就学の始期に達するまでの者」を「１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある者」に改める。

第６５条を第７０条とする。

第６章を第７章とする。

第５章中第６４条を第６９条とし、第６１条から第６３条までを５条ずつ繰り下げる。

第５章を第６章とする。

第６０条中「第５０条」を「第５５条」に改め、第４章中同条を第６５条とする。

第５９条第２項中「第５９条第１項第１号」を「第６４条第１項第１号」に改め、同条を第６４条とする。

第５８条を第６３条とし、第５７条を第６２条とし、第５６条を第６１条とする。

第５５条第１項中「第５３条第２項」を「第５８条第２項」に改め、同条を第６０条とする。

第５４条を第５９条とし、第５０条から第５３条までを５条ずつ繰り下げる。

第４章を第５章とし、第３章の次に次の１章を加える。

第４章　法第４５条第２項に基づく市営住宅の活用（みなし特定公共賃貸住宅）

（使用許可）

第５０条　市長は、その区域内に特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成５年法律第５２号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第６条に規定する特定優良賃貸住宅その他の特定優良賃貸住宅法第３条第４号イ又はロに掲げる者の居住の用に供する賃貸住宅の不足その他の特別の事由により市営住宅を同号イ又はロに掲げる者に使用させることが必要であると認められる場合において、市営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、当該市営住宅をこれらの者に使用させることができる。

（特定優良賃貸住宅制度に基づく管理）

第５１条　市長は、市営住宅を前条の規定に基づいて使用させる場合にあっては、当該市営住宅を特定優良賃貸住宅法第１８条第２項の国土交通省令で定める基準に従って管理する。

（入居者資格）

第５２条　第５０条の規定により、市営住宅を使用することができる者は、第６条の規定にかかわらず、次の各号の条件を具備する者でなければならない。

⑴　現に自ら居住するための住宅を必要としている者であること。

⑵　現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び婚姻の予約者を含む。）がある者であること。ただし、長期間、入居者がない事情等がある市営住宅であって、市長が認めるものについては、この限りでない。

⑶　特定優良賃貸住宅法第３条第４号イ又はロに掲げる者で、その収入が市長が別に定める額以下の者であること。

⑷　入居する世帯員の中に、市税等の滞納者がいないこと。

⑸　暴力団員でないこと（第２号に掲げる親族がある場合にあっては、当該親族を含む。）。

（家賃）

第５３条　第５０条の規定による使用に供される市営住宅の毎月の家賃は、第１５条第１項、第３２条第１項又は第３４条第１項の規定にかかわらず、当該市営住宅の入居者の収入を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で市長が別に定めるものとする。

２　前項の入居者の収入については、第１６条の規定を準用する。この場合において、同条第３項中「第１項」とあるのは「第５３条第１項」と読み替えるものとする。

３　第１項の近傍同種の住宅の家賃については、第１５条第３項の規定を準用する。この場合において、「第１項」とあるのは「第５３条第１項」と読み替えるものとする。

（準用）

第５４条　第５０条の規定による市営住宅の使用については、前３条に定めるもののほか、第４条、第５条、第８条から第１４条まで、第１７条から第２９条まで、第３６条から第４２条まで及び第６６条の規定を準用する。この場合において、第８条第１項中「前２条」とあるのは「第５２条」と、第１８条第１項中「第３３条第１項又は第３７条第１項」とあるのは「第３７条第１項」と、第３６条第１項中「第１５条第１項、第３２条第１項若しくは第３４条第１項の規定による家賃の決定、第１７条（第３２条第３項又は第３４条第３項において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第２０条第２項による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第３３条第１項の規定による明渡しの請求、第３８条の規定による市営住宅への入居の措置」とあるのは「第５３条の規定による家賃の決定」と読み替えるものとする。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（天草市営改良住宅条例の一部改正）

２　天草市営改良住宅条例（平成１８年天草市条例第２３７号）の一部を次のように改正する。

第５条中「第６２条」を「第６７条」に、「第６３条」を「第６８条」に改める。

（天草市一般住宅条例の一部改正）

３　天草市一般住宅条例（平成１８年天草市条例第２４０号）の一部を次のように改正する。

第６条第１項中「第６３条」を「第６８条」に改める。

（提案理由）

公営住宅法（昭和２６年法律第１９３号）第４５条第２項の規定に基づく市営住宅の活用等を行うため、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第９７号

天草市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

天草市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和６年１１月２６日提出

天草市長　馬場　昭治

天草市手数料条例の一部を改正する条例

天草市手数料条例（平成１８年天草市条例第５７号）の一部を次のように改正する。

第２条第４０号中「審査に係る建築物が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成２７年法律第５３号。以下「建築物省エネ法」という。）第１１条第１項の規定に適合しているかどうかの審査を要する場合の」を「検査に係る建築物について建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成２８年国土交通省令第５号）第２条第１項第１号イ又はロに掲げる基準に適合させる建築行為に係る確認申請若しくは計画通知又は計画変更確認申請若しくは計画変更計画通知の申請をしなかった場合には、」に改め、同条第４２号中「審査に係る建築物が建築物省エネ法第１１条第１項の規定に適合しているかどうかの審査を要する場合の」を「検査に係る建築物について建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第２条第１項第１号イ又はロに掲げる基準に適合させる建築行為に係る確認申請若しくは計画通知又は計画変更確認申請若しくは計画変更計画通知の申請をしなかった場合には、」に改め、同条第１１７号を削り、同条第１１８号中「（平成２８年国土交通省令第５号）第１１条」を「第１３条」に改め、同号を同条第１１７号とし、同条第１１９号中「別表第１１」を「別表第１０」に改め、同号を同条第１１８号とし、同条第１２０号から同条第１３０号までを１号ずつ繰り上げ、同条第１３１号中「別表第１２」を「別表第１１」に改め、同号を同条第１３０号とし、同条第１３２号を同条第１３１号とする。

別表第１の３０平方メートル以内の項中「７，０００円」を「１２，０００円」に改め、同表３０平方メートルを超え１００平方メートル以内の項中「１３，０００円」を「２２，０００円」に改め、同表１００平方メートルを超え２００平方メートル以内の項中「２０，０００円」を「３４，０００円」に改め、同表２００平方メートルを超え５００平方メートル以内の

項中「２８，０００円」を「４８，０００円」に改め、同表５００平方メートルを超え１，０００平方メートル以内の項中「４８，０００円」を「７２，０００円」に改め、同表１，０００平方メートルを超え２，０００平方メートル以内の項中「７１，０００円」を「１０７，０００円」に改め、同表２，０００平方メートルを超え１０，０００平方メートル以内の項中「２０７，０００円」を「３１１，０００円」に改め、同表１０，０００平方メートルを超え５０，０００平方メートル以内の項中「３１１，０００円」を「４６７，０００円」に改め、同表５０，０００平方メートルを超えるものの項中「５３１，０００円」を「７９７，０００円」に改める。

別表第２の３０平方メートル以内の項中「１４，０００円」を「２４，０００円」に改め、同表３０平方メートルを超え１００平方メートル以内の項中「１７，０００円」を「２９，０００円」に改め、同表１００平方メートルを超え２００平方メートル以内の項中「２３，０００円」を「３９，０００円」に改め、同表２００平方メートルを超え５００平方メートル以内の項中「３２，０００円」を「５４，０００円」に改め、同表５００平方メートルを超え１，０００平方メートル以内の項中「５３，０００円」を「８０，０００円」に改め、同表１，０００平方メートルを超え２，０００平方メートル以内の項中「７４，０００円」を「１１１，０００円」に改め、同表２，０００平方メートルを超え１０，０００平方メートル以内の項中「１７８，０００円」を「２６７，０００円」に改め、同表１０，０００平方メートルを超え５０，０００平方メートル以内の項中「２６０，０００円」を「３９０，０００円」に改め、同表５０，０００平方メートルを超えるものの項中「４５５，０００円」を「６８３，０００円」に改める。

別表第３の３００平方メートル未満のものの項中「６，０００円」を「９，０００円」に改め、同表３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のものの項中「２，０００平方メートル」を「１，０００平方メートル」に、「１０，０００円」を「１１，０００円」に改め、同項の次に次のように加える。

１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの	１５，０００円

別表第３の２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のものの項中「２３，０００円」を「３４，０００円」に改め、同表５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のものの項中「３０，０００円」を「４５，０００円」に改め、同表１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のものの項中「３４，０００円」を「５１，０００円」に改め、同表２５，０００平方メートル以上のものの項中「３７，０００円」を「

５５，０００円」に改め、同表備考中「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成２８年政令第８号。以下「建築物省エネ法施行令」という。）第４条第１項に規定する」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成２７年法律第５３号。以下「建築物省エネ法」という。）第１０条第１項の規定により建築物エネルギー消費性能基準へ適合させなければならない建築物の」に改める。

別表第４の３０平方メートル以内の項中「１３，０００円」を「２２，０００円」に改め、同表３０平方メートルを超え１００平方メートル以内の項中「１６，０００円」を「２７，０００円」に改め、同表１００平方メートルを超え２００平方メートル以内の項中「２２，０００円」を「３７，０００円」に改め、同表２００平方メートルを超え５００平方メートル以内の項中「３０，０００円」を「５１，０００円」に改め、同表５００平方メートルを超え１，０００平方メートル以内の項中「５２，０００円」を「７８，０００円」に改め、同表１，０００平方メートルを超え２，０００平方メートル以内の項中「６９，０００円」を「１０４，０００円」に改め、同表２，０００平方メートルを超え１０，０００平方メートル以内の項中「１６１，０００円」を「２４２，０００円」に改め、同表１０，０００平方メートルを超え５０，０００平方メートル以内の項中「２５２，０００円」を「３７８，０００円」に改め、同表５０，０００平方メートルを超えるものの項中「４４５，０００円」を「６６８，０００円」に改める。

別表第５の３０平方メートル以内の項中「１３，０００円」を「２２，０００円」に改め、同表３０平方メートルを超え１００平方メートル以内の項中「１６，０００円」を「２７，０００円」に改め、同表１００平方メートルを超え２００平方メートル以内の項中「２２，０００円」を「３７，０００円」に改め、同表２００平方メートルを超え５００平方メートル以内の項中「２８，０００円」を「４８，０００円」に改め、同表５００平方メートルを超え１，０００平方メートル以内の項中「４９，０００円」を「７４，０００円」に改め、同表１，０００平方メートルを超え２，０００平方メートル以内の項中「６６，０００円」を「９９，０００円」に改め、同表２，０００平方メートルを超え１０，０００平方メートル以内の項中「１４７，０００円」を「２１１，０００円」に改め、同表１０，０００平方メートルを超え５０，０００平方メートル以内の項中「２２２，０００円」を「３３３，０００円」に改め、同表５０，０００平方メートルを超えるものの項中「４０７，０００円」を「６１１，０００円」に改める。

別表第７から別表第９までを次のように改める。

別表第７（第２条関係）

低炭素建築物新築等計画に関する認定申請又は変更認定申請手数料

<table>
<tr><th colspan="4">区分</th><th colspan="2">手数料の額</th></tr>
<tr><th colspan="4"></th><th>認定申請</th><th>変更認定申請</th></tr>
<tr><td rowspan="6">(1)　住宅部分</td><td colspan="2" rowspan="2">適合証、設計住宅性能評価書又はこれに相当するものとして市長が定めるものが添付された場合</td><td colspan="2">一戸建ての住宅</td><td>５，０００円</td><td>２，５００円</td></tr>
<tr><td rowspan="4">共同住宅等</td><td>面積が３００平方メートル未満のもの</td><td>１０，０００円</td><td>５，０００円</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>面積が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの</td><td>２２，０００円</td><td>１１，０００円</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>面積が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの</td><td>４８，０００円</td><td>２４，０００円</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>面積が５，０００平方メートル以上のもの</td><td>８６，０００円</td><td>４３，０００円</td></tr>
<tr><td colspan="2">適合</td><td>誘導</td><td>一戸建ての</td><td>面積が２０</td><td>３１，０００円</td><td>１１，５００円</td></tr>
</table>

証、設計住宅性能評価書及びこれに相当するものとして市長が定めるもののいずれも添付されない場合	性能基準により評価されたもの	住宅	０平方メートル未満のもの		
			面積が２００平方メートル以上のもの	３４，０００円	１７，０００円
		共同住宅等	面積が３００平方メートル未満のもの	６１，０００円	３０，５００円
			面積が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの	１０２，０００円	５１，０００円
			面積が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの	１７３，０００円	８６，５００円
			面積が５，０００平方メートル以上のもの	２４８，０００円	１２４，０００円

		誘導仕様基準により評価されたもの	一戸建ての住宅	面積が２００平方メートル未満のもの	１６，０００円	８，０００円
				面積が２００平方メートル以上のもの	１７，０００円	８，５００円
			共同住宅等	面積が３００平方メートル未満のもの	２９，０００円	１４，５００円
				面積が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの	５１，０００円	２５，５００円
				面積が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの	９１，０００円	４５，５００円
				面積が５，０００平方メートル以	１３８，０００円	６９，０００円

				上のもの		
		誘導性能基準及び誘導仕様基準の併用により評価されたもの	一戸建ての住宅	面積が２００平方メートル未満のもの	２３，０００円	１５，５００円
				面積が２００平方メートル以上のもの	２５，０００円	１２，５００円
			共同住宅等	面積が３００平方メートル未満のもの	４５，０００円	２２，５００円
				面積が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの	７６，０００円	３８，０００円
				面積が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの	１３２，０００円	６６，０００円
				面積が５，０００平方	１９３，０００円	９６，５００円

				メートル以上のもの		
⑵　非住宅部分	適合証又はこれに相当するものとして市長が定めるものが添付された場合			面積が３００平方メートル未満のもの	１０，０００円	５，０００円
				面積が３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のもの	１８，０００円	９，０００円
				面積が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの	２９，０００円	１４，５００円
				面積が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの	８６，０００円	４３，０００円
				面積が５，０００平方	１３６，０００円	６８，０００円

			メートル以上１０，０００平方メートル未満のもの		
			面積が１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のもの	１７２，０００円	８６，０００円
			面積が２５，０００平方メートル以上のもの	２１４，０００円	１０７，０００円
	適合証及びこれに相当するものとして市長が定めるもののいずれも添付さ	モデル建物法により評価されたもの	面積が３００平方メートル未満のもの	７７，０００円	３８，５００円
			面積が３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のもの	９８，０００円	４９，０００円

	れない場合		面積が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの	１２９，０００円	６４，５００円
			面積が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの	２０９，０００円	１０４，５００円
			面積が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のもの	２７２，０００円	１３６，０００円
			面積が１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のもの	３２７，０００円	１６３，５００円

			面積が２５，０００平方メートル以上のもの	３８４，０００円	１９２，０００円
		標準入力法等により評価されたもの	面積が３００平方メートル未満のもの	２０１，０００円	１００，５００円
			面積が３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のもの	２５２，０００円	１２６，０００円
			面積が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの	３２５，０００円	１６２，５００円
			面積が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満の	４６３，０００円	２３１，５００円

			もの		
			面積が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のもの	５７１，０００円	２８５，５００円
			面積が１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のもの	６７４，０００円	３３７，０００円
			面積が２５，０００平方メートル以上のもの	７６９，０００円	３８４，５００円

（備考）

１　この表において「適合証」とは、登録住宅性能評価機関又は建築物省エネ法第１４条第１項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）が、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成２４年法律第８４号）第５４条第１項第１号に規定する低炭素建築物新築等計画に係る認定基準に適合することを証する書面をいう。

２　この表において「設計住宅性能評価書」とは、品確法第６条第１項に規定する設計住宅性能評価書（同法第２条第３項に規定する日本住宅性能表示基準に定める基準であって、市長が指定するものに適合していることを証するものに限る。）をいう。

３　この表において「誘導性能基準」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成２８年経済産業省・国土交通省令第１号。以下「基準省令」という。）第１０条第２号イ⑴及びロ⑴に規定する基準をいう。

４　この表において「誘導仕様基準」とは、基準省令第１０条第２号イ⑵及びロ⑵に規定する基準をいう。

５　この表において「モデル建物法」とは、基準省令第１条第１項第１号ロ並びに第１０条第１号イ⑵及びロ⑵に規定する基準により評価する方法をいう。

６　この表において「標準入力法等」とは、基準省令第１条第１項第１号イ並びに第１０条第１号イ⑴及びロ⑴に規定する基準により評価する方法又は基準省令第１条第１項第１号ただし書及び第１０条第１号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法をいう。

７　この表において「一戸建ての住宅」とは、一棟の建築物からなる一戸の住戸をいう。

８　この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。

９　この表において「住宅部分」とは、人の居住の用に供する部分をいう。

１０　この表において「非住宅部分」とは、住宅部分以外の建築物の部分をいう。

１１　一戸建ての住宅以外の建築物の全体又は複合建築物（非住宅部分及び住宅部分を有する建築物をいう。）の非住宅部分若しくは住宅部分に係る低炭素建築物新築等計画に関する認定申請又は変更認定申請の場合において、当該建築物がこの表に掲げる部分を２有する場合の手数料の額は、当該有する部分に係るこの表に掲げる区分に応じた額を合計した額とする。

１２　低炭素建築物新築等計画に関する認定申請又は変更認定申請に併せて建築基準法第６条第１項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合の手数料の額は、同項の規定による確認の申請書が建築主事に提出されたものとみなして、認定申請又は変更認定申請の手数料の額にそれぞれ別表第１の規定を適用して算定した手数料の額を加算した額とする。

別表第８（第２条関係）

建築物エネルギー消費性能適合性判定申請又は通知手数料

区分	手数料の額

評価手法等			建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る面積	判定申請	変更判定申請
非住宅部分	性能向上計画認定通知書が添付された場合		面積が３００平方メートル未満のもの	１０，０００円	５，０００円
			面積が３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のもの	１６，０００円	８，０００円
			面積が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの	２７，０００円	１３，５００円
			面積が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの	７９，０００円	３９，５００円
			面積が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のもの	１２４，０００円	６２，０００円
			面積が１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のもの	１５７，０００円	７８，５００円
			面積が２５，０００平方メートル以上のもの	１９６，０００円	９８，０００円
	性能向上計画認定通知書が添付されない場合	モデル建物法により評価されたもの	面積が３００平方メートル未満のもの	７８，０００円	３９，０００円
			面積が３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のもの	９９，０００円	４９，５００円
			面積が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの	１３１，０００円	６５，５００円

			面積が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの	２１１，０００円	１０５，５００円
			面積が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のもの	２７５，０００円	１３７，５００円
			面積が１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のもの	３３１，０００円	１６５，５００円
			面積が２５，０００平方メートル以上のもの	３８８，０００円	１９２，４００円
		標準入力法等により評価されたもの	面積が３００平方メートル未満のもの	２０３，０００円	１０１，５００円
			面積が３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のもの	２５５，０００円	１２７，５００円
			面積が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの	３２８，０００円	１６４，０００円
			面積が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの	４６９，０００円	２３４，５００円
			面積が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のもの	５７７，０００円	２８８，５００円
			面積が１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のもの	６８２，０００円	３４１，０００円
			面積が２５，０００平方メー	７７８，０００円	３８９，０００円

			トル以上のもの			
住宅部分	性能向上計画認定通知書が添付された場合	一戸建ての住宅			５，０００円	２，５００円
		共同住宅等	面積が３００平方メートル未満のもの		１０，０００円	５，０００円
			面積が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの		２０，０００円	１０，０００円
			面積が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの		４４，０００円	２２，０００円
			面積が５，０００平方メートル以上のもの		７９，０００円	３９，５００円
	性能向上計画認定通知書が添付されない場合	性能基準により評価されたもの	一戸建ての住宅	面積が２００平方メートル未満のもの	３１，０００円	１５，５００円
				面積が２００平方メートル以上のもの	３４，０００円	１７，０００円
			共同住宅等	面積が３００平方メートル未満のもの	６２，０００円	３１，０００円
				面積が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの	１０３，０００円	５１，５００円
				面積が２，０００平方メートル以上５，	１７５，０００円	８７，５００円

				０００平方メートル未満のもの		
				面積が５，０００平方メートル以上のもの	２５１，０００円	１２５，５００円
		性能基準及び仕様基準の併用により評価されたもの	一戸建ての住宅	面積が２００平方メートル未満のもの	２３，０００円	１１，５００円
				面積が２００平方メートル以上のもの	２６，０００円	１３，０００円
			共同住宅等	面積が３００平方メートル未満のもの	４６，０００円	２３，０００円
				面積が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの	７７，０００円	３８，５００円
				面積が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの	１３３，０００円	６６，５００円
				面積が５，０００平方メー	１９５，０００円	９７，５００円

				トル以上のもの		

（備考）

１　この表において「性能向上計画認定通知書」とは、建築物省エネ法第２９条第１項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の同法第３０条第１項（同法第３１条第２項において準用する場合を含む。）の規定による認定に係る通知書の写しをいう。

２　この表において「モデル建物法」とは、基準省令第１条第１項第１号ロ並びに第１０条第１号イ⑵及びロ⑵に規定する基準により評価する方法をいう。

３　この表において「標準入力法等」とは、基準省令第１条第１項第１号イ並びに第１０条第１号イ⑴及びロ⑴に規定する基準により評価する方法又は基準省令第１条第１項第１号ただし書及び第１０条第１号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法をいう。

４　この表において「性能基準」とは、基準省令第１条第１項第２号イ⑴及びロ⑴に規定する基準をいう。

５　この表において「仕様基準」とは、基準省令第１条第１項第２号イ⑵及びロ⑵に規定する基準をいう。

６　この表において「住宅部分」とは、人の居住の用に供する部分をいう。

７　この表において「非住宅部分」とは、住宅部分以外の建築物の部分をいう。

８　この表において「一戸建ての住宅」とは、一棟の建築物からなる一戸の住戸をいう。

９　この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。

１０　この表において「建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る面積」とは、建築物省エネ法第１０条第１項の規定により建築物エネルギー消費性能基準へ適合させなければならない建築物の床面積から、市長が指定する建築物の部分の床面積を除いたものをいう。

１１　建築物が、住宅部分及び非住宅部分のいずれをも有する場合の手数料の額は、当該それぞれの部分に係るこの表に掲げる区分に応じた額を合計した額とする。

別表第９（第２条関係）

建築物エネルギー消費性能向上計画に関する認定申請又は変更認定申請手数料

区分					手数料の額	
					認定申請	変更認定申請
住宅部分	適合証、設計住宅性能評価書又はこれに相当するものとして市長が定めるものが添付された場合		一戸建ての住宅		５，０００円	２，５００円
			共同住宅等	面積が３００平方メートル未満のもの	１０，０００円	５，０００円
				面積が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの	２０，０００円	１０，０００円
				面積が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの	４４，０００円	２２，０００円
				面積が５，０００平方メートル以上のもの	７９，０００円	３９，５００円
	適合証、設計住宅性能評価書及びこれに相当	誘導性能基準により評価されたもの	一戸建ての住宅	面積が２００平方メートル未満のもの	３１，０００円	１５，５００円
				面積が２００平方メートル以上のもの	３４，０００円	１７，０００円
			共同住宅等	面積が３００平方メートル未満のもの	６２，０００円	３１，０００円
				面積が３００平	１０３，０００円	５１，５００円

	するものとして市長が定めるもののいずれも添付されない場合			方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの		
				面積が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの	１７５，０００円	８７，５００円
				面積が５，０００平方メートル以上のもの	２５１，０００円	１２５，５００円
		誘導仕様基準により評価されたもの	一戸建ての住宅	面積が２００平方メートル未満のもの	１６，０００円	８，０００円
				面積が２００平方メートル以上のもの	１７，０００円	８，５００円
			共同住宅等	面積が３００平方メートル未満のもの	３０，０００円	１５，０００円
				面積が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの	５１，０００円	２５，５００円
				面積が２，０００平方メートル以上５，０００	９２，０００円	４６，０００円

				平方メートル未満のもの		
				面積が５，０００平方メートル以上のもの	１３９，０００円	６９，５００円
		誘導性能基準及び誘導仕様基準の併用により評価されたもの	一戸建ての住宅	面積が２００平方メートル未満のもの	２３，０００円	１１，５００円
				面積が２００平方メートル以上のもの	２６，０００円	１３，０００円
			共同住宅等	面積が３００平方メートル未満のもの	４６，０００円	２３，０００円
				面積が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの	７７，０００円	３８，５００円
				面積が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの	１３３，０００円	６６，５００円
				面積が５，０００平方メートル以上のもの	１９５，０００円	９７，５００円
非住	適合証又はこれに相当するものとして市長が定めるものが			面積が３００平方メートル未満	１０，０００円	５，０００円

宅部分	添付された場合	のもの		
		面積が３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のもの	１６，０００円	８，０００円
		面積が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの	２７，０００円	１３，５００円
		面積が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの	７９，０００円	３９，５００円
		面積が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のもの	１２４，０００円	６２，０００円
		面積が１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のもの	１５７，０００円	７８，５００円
		面積が２５，０００平方メートル以上のもの	１９６，０００円	９８，０００円

	適合証及びこれに相当するものとして市長が定めるもののいずれも添付されない場合	モデル建物法により評価されたもの	面積が３００平方メートル未満のもの	７８，０００円	３９，０００円
			面積が３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のもの	９９，０００円	４９，５００円
			面積が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの	１３１，０００円	６５，５００円
			面積が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの	２１１，０００円	１０５，５００円
			面積が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のもの	２７５，０００円	１３７，５００円
			面積が１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のもの	３３１，０００円	１６５，５００円
			面積が２５，０	３８８，０００円	１９４，０００円

			００平方メートル以上のもの		
		標準入力法等により評価されたもの	面積が３００平方メートル未満のもの	２０３，０００円	１０１，５００円
			面積が３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のもの	２５５，０００円	１２７，５００円
			面積が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの	３２８，０００円	１６４，０００円
			面積が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの	４６９，０００円	２３４，５００円
			面積が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のもの	５７７，０００円	２８８，５００円
			面積が１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メート	６８２，０００円	３４１，０００円

			ル未満のもの		
			面積が２５，０００平方メートル以上のもの	７７８，０００円	３８９，０００円

（備考）

１　この表において「住宅部分」とは、人の居住の用に供する部分をいう。

２　この表において「非住宅部分」とは、住宅部分以外の建築物の部分をいう。

３　この表において「一戸建ての住宅」とは、一棟の建築物からなる一戸の住戸をいう。

４　この表において「共同住宅等」とは共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。

５　この表において「適合証」とは、登録住宅性能評価機関又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が、建築物省エネ法第３０条第１項第１号に掲げる基準に適合することを証する書面をいう。

６　この表において「設計住宅性能評価書」とは、品確法第６条第１項に規定する設計住宅性能評価書（同法第２条第３項に規定する日本住宅性能表示基準に定める基準であって、市長が指定するものに適合していることを証するものに限る。）をいう。

７　この表において「誘導性能基準」とは、基準省令第１０条第２号イ⑴及びロ⑴に規定する基準をいう。

８　この表において「誘導仕様基準」とは、基準省令第１０条第２号イ⑵及びロ⑵に規定する基準をいう。

９　この表において「モデル建物法」とは、基準省令第１条第１項第１号ロ並びに第１０条第１号イ⑵及びロ⑵に規定する基準により評価する方法をいう。

１０　この表において「標準入力法等」とは、基準省令第１条第１項第１号イ並びに第１０条第１号イ⑴及びロ⑴に規定する基準により評価する方法又は基準省令第１条第１項第１号ただし書及び第１０条第１号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法をいう。

１１　建築物が、住宅部分及び非住宅部分のいずれをも有する場合の手数料の額は、当該それぞれの部分に係るこの表に掲げる区分に応じた額を合計した額とする。

１２　建築物エネルギー消費性能向上計画に関する認定申請又は変更認定申請に併せて建築基準法第６条第１項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受ける

よう申し出る場合の手数料の額は、同項の規定による確認の申請書が建築主事に提出されたものとみなして、認定申請又は変更認定申請の手数料の額にそれぞれ別表第１の規定を適用して算定した手数料の額を加算した額とする。

１３　一の認定申請において、審査を要する建築物が２以上ある場合の手数料の額は、それぞれの建築物の区分に応じた認定申請に係る額を合計した額とする。

１４　一の変更認定申請において、建築物省エネ法第３０条第１項の規定により認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画（以下この表において「計画」という。）に記載されている建築物が２以上ある場合であって、審査を要する建築物の数が１であるとき（計画に他の建築物を追加するときを除く。）の手数料の額は、当該審査を要する建築物の区分に応じた変更認定申請に係る額とする。

１５　一の変更認定申請において、審査を要する建築物の数が１である場合（計画に他の建築物を追加する場合に限る。）の手数料の額は、当該建築物の区分に応じた認定申請に係る額とする。

１６　一の変更認定申請において、審査を要する建築物が２以上ある場合の手数料の額は、それぞれの区分に応じた変更認定申請に係る額（計画に追加する他の建築物にあっては、その区分に応じた認定申請に係る額）の合計額とする。

別表第１０を削り、別表第１１を別表第１０とし、別表第１２を別表第１１とする。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（提案理由）

手数料の見直しに伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第９８号

天草市奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定について

天草市奨学金貸与条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和６年１１月２６日提出

天草市長　馬場　昭治

天草市奨学金貸与条例の一部を改正する条例

天草市奨学金貸与条例（平成１８年天草市条例第９０号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「専修（専門）学校」を「専修学校（高等課程及び専門課程に限る。以下同じ。）」に改め、「又は天草市立看護専門学校」を削り、同条第２項中「奨学金」を「貸与型奨学金」に改める。

第３条第１号中「高等学校の生徒及び」を「高等学校及び専修学校の高等課程の生徒並びに」に改め、同条第２号及び第３号を削り、同条第４号中「大学、短期大学」を「専修学校の専門課程、大学」に改め、「月額３０，０００円」の次に「又は月額５０，０００円」を加え、同号を同条第２号とする。

第１０条第１項中「２倍」の次に「（月額５０，０００円の貸与を受けた者にあっては、貸与期間の４倍）」を加え、同項ただし書中「１０年間」を「２０年間」に改める。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（提案理由）

奨学金の見直しに伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第９９号

天草市町民センター条例の一部を改正する条例の制定について

天草市町民センター条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和６年１１月２６日提出

天草市長　馬場　昭治

天草市町民センター条例の一部を改正する条例

天草市町民センター条例（平成１８年天草市条例第９８号）の一部を次のように改正する。

第１条中「相互理解及び親睦（ぼく）を深め、住民の教養と生活文化の向上を図り、健康で明るく心の豊かなふるさとづくりを目指す」を「利用に広く供し、社会福祉の増進と生活文化の向上に寄与する」に改める。

第２条の表新和町民センターの項を削る。

第３条中「天草市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

第４条ただし書及び第５条ただし書中「教育委員会」を「市長」に改める。

第６条第１項中「教育委員会規則」を「規則」に、「教育委員会の」を「市長の」に改め、同条第２項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第７条中「教育委員会」を「市長」に改め、同条中第４号を削り、第５号を第４号とする。

第１０条第２号中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第３号中「教育委員会」を「市」に改める。

第１２条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第１３条第１項各号列記以外の部分中「教育委員会」を「市長」に改め、同項第２号中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第１４条第２項、第１５条及び第１６条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第１８条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

別表有明町民センターの部浴室（男性用）の項及び浴室（女性用）の項を削り、同表新和町民センターの部を削る。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（提案理由）

町民センターの見直しに伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第１００号

熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２８６条第１項の規定により、令和７年３月３１日限りで、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務を変更し、熊本県市町村総合事務組合規約（平成１６年９月２９日熊本県指令市町村第１６号）の一部を次のとおり変更する。

令和６年１１月２６日提出

天草市長　馬場　昭治

熊本県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

熊本県市町村総合事務組合規約（平成１６年９月２９日熊本県指令市町村第１６号）の一部を次のように変更する。

別表第２第３条第１０号に関する事務の項中「山鹿市、菊池市」を「菊池市」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この規約は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の熊本県市町村総合事務組合規約別表第２の規定は、この規約の施行の日（以下「施行日」という。）以後に発生した交通事故により災害を受けた者に係る交通災害見舞金に関する事務の共同処理について適用し、施行日前に発生した交通事故により災害を受けた者に係る交通災害見舞金に関する事務の共同処理については、なお従前の例による。

（提案理由）

一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更しようとするときは、地方自治法第２９０条の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第１０１号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄することについて議決を求める。

令和６年１１月２６日提出

天草市長　馬場　昭治

１　権利の内容

普通財産土地建物賃借料に係る債権

２　放棄する債権の件数及び金額

⑴　件数　２件

⑵　金額　３４５，２０５円

３　放棄する理由

消滅時効の期間を経過した債権であり、かつ、債務者の死亡により著しく徴収が困難な債権であるため。

（提案理由）

市が有する権利を放棄するには、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１０号の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第１０２号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄することについて議決を求める。

令和６年１１月２６日提出

天草市長　馬場　昭治

１　権利の内容

市営住宅使用料に係る債権

２　放棄する債権の件数及び金額

⑴　件数　３件

⑵　金額　１，１２６，３００円

３　放棄する理由

消滅時効の期間を経過した債権であり、かつ、債務者の死亡又は居所不明により著しく徴収が困難な債権であるため。

（提案理由）

市が有する権利を放棄するには、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１０号の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第１０３号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄することについて議決を求める。

令和６年１１月２６日提出

天草市長　馬場　昭治

１　権利の内容

天草市立病院の診療費等債権

２　放棄する債権の件数及び金額

⑴　件数　２５件

⑵　金額　２，５６９，１１２円

３　放棄する理由

消滅時効の期間を経過した債権であり、かつ、債務者の死亡又は居所不明により著しく徴収が困難な債権であるため。

（提案理由）

市が有する権利を放棄するには、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１０号の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第１０４号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄することについて議決を求める。

令和６年１１月２６日提出

天草市長　馬場　昭治

１　権利の内容

水道料金に係る債権

２　放棄する債権の件数及び金額

⑴　件数　１，７３０件

⑵　金額　３２，８４１，２８５円

３　放棄する理由

消滅時効の期間を経過した債権であり、かつ、債務者の死亡、居所不明又は破産手続による免責により著しく徴収が困難な債権であるため。

（提案理由）

市が有する権利を放棄するには、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１０号の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第１０５号

指定管理者の指定について

天草市天草交流センターブルーアイランド天草条例（平成１８年天草市条例第１１７号）第１６条第１項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和６年１１月２６日提出

天草市長　馬場　昭治

１　指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

天草交流センターブルーアイランド天草

２　指定管理者となる団体

天草市天草町大江５０４番地２

あまくさカラフルツーリズム会

３　指定の期間

令和７年４月１日から令和１０年３月３１日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第１０６号

市道路線の廃止について

市道の路線を次のように廃止するものとする。

令和６年１１月２６日提出

天草市長　馬場　昭治

廃止する路線

路線番号	路　線　名	起　　点	終　　点	総延長 ｍ	道路敷 幅員ｍ
２２５２	早浦路木線	二浦町早浦字小鋪ヶ浦 １４６番地先	河浦町路木字下ノ原 １８００番２地先	1,172.5	6.3～ 28.5

（提案理由）

市道の路線を廃止するには、道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１０条第３項において準用する第８条第２項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第１０７号

令和６年度天草市一般会計補正予算（第７号）

令和６年度天草市の一般会計補正予算（第７号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 15,620 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 56,792,190 千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第２条　地方債の変更は、「第２表　地方債補正」による。

令和６年１１月２６日

天草市長　馬場　昭治

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
13 分担金及び負担金		127,115	2,343	129,458
	1 分担金	46,757	2,343	49,100
16 県支出金		4,340,032	7,810	4,347,842
	2 県補助金	1,610,115	7,810	1,617,925
19 繰入金		4,029,850	567	4,030,417
	2 基金繰入金	4,029,850	567	4,030,417
22 市債		4,376,500	4,900	4,381,400
	1 市債	4,376,500	4,900	4,381,400
補正されなかった款項に係る額		43,903,073		43,903,073
歳入合計		56,776,570	15,620	56,792,190

歳　出　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
10 災害復旧費		294,788	15,620	310,408
	1 農林水産施設災害復旧費	157,754	15,620	173,374
補正されなかった款項に係る額		56,481,782		56,481,782
歳出合計		56,776,570	15,620	56,792,190

第２表　地方債補正

１　変　更　　（単位：千円）

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害復旧事業	71,200	証書借入又は証券発行	５．０％以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	76,100	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ

議第１０８号

令和６年度天草市一般会計補正予算（第８号）

令和６年度天草市の一般会計補正予算（第８号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,714,524 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 58,506,714 千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第２条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２１３条第１項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第２表　繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第３条　債務負担行為の追加及び変更は、「第３表　債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第４条　地方債の変更は、「第４表　地方債補正」による。

令和６年１１月２６日提出

天草市長　馬場　昭治

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		6,921,331	10,049	6,931,380
	1 国庫負担金	5,660,685	△ 3,305	5,657,380
	2 国庫補助金	1,243,013	13,354	1,256,367
16 県支出金		4,347,842	△ 46,705	4,301,137
	1 県負担金	2,519,267	△ 46,705	2,472,562
17 財産収入		123,551	5,603	129,154
	1 財産運用収入	87,230	5,603	92,833
18 寄附金		2,515,000	1,000	2,516,000
	1 寄附金	2,515,000	1,000	2,516,000
19 繰入金		4,030,417	△ 680,293	3,350,124
	2 基金繰入金	4,030,417	△ 680,293	3,350,124
20 繰越金		1	2,008,239	2,008,240
	1 繰越金	1	2,008,239	2,008,240
21 諸収入		876,288	123,031	999,319
	5 雑入	827,726	123,031	950,757
22 市債		4,381,400	293,600	4,675,000
	1 市債	4,381,400	293,600	4,675,000
補正されなかった款項に係る額		33,596,360		33,596,360
歳入合計		56,792,190	1,714,524	58,506,714

歳　出　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		9,217,538	1,656,145	10,873,683
	1 総務管理費	8,483,286	1,656,145	10,139,431
3 民生費		17,873,038	△ 102,901	17,770,137
	1 社会福祉費	5,520,253	△ 21,515	5,498,738
	2 高齢者福祉費	4,616,437	△ 141,416	4,475,021
	3 児童福祉費	6,339,694	60,030	6,399,724
4 衛生費		6,676,359	△ 12,127	6,664,232
	1 保健衛生費	1,235,544	7,689	1,243,233
	2 環境費	3,647,226	△ 104	3,647,122
	3 斎場費	142,467	△ 4,116	138,351
	4 水道費	396,672	△ 1,556	395,116
	5 病院費	1,110,810	△ 14,040	1,096,770
5 農林水産業費		2,863,426	4,840	2,868,266
	3 水産業費	984,219	4,840	989,059
6 商工費		2,803,866	1,012	2,804,878
	1 商工費	2,803,866	1,012	2,804,878
8 消防費		2,054,167	43,670	2,097,837
	1 消防費	2,054,167	43,670	2,097,837
9 教育費		4,413,362	123,885	4,537,247
	7 社会教育費	960,034	123,885	1,083,919
補正されなかった款項に係る額		10,890,434		10,890,434
歳出合計		56,792,190	1,714,524	58,506,714

第２表　繰越明許費

（単位：千円）

款	項	事　　業　　名	金　額
2　総務費	1　総務管理費	天草市コミュニティエフエム局管理事業	78,607
		スポーツ施設整備事業	196,412
5　農林水産業費	3　水産業費	津波・高潮危機管理対策事業	30,000
		水産基盤整備事業	214,505
7　土木費	2　道路橋りょう費	道路メンテナンス事業	94,000
		市道改良（交付金）事業	50,000
8　消防費	1　消防費	防災行政無線管理費	43,670
9　教育費	7　社会教育費	棚底城跡調査整備事業	26,708
		市民会館整備事業	52,177
		棚底城跡ガイダンス施設・倉岳支所建設事業	44,000

第３表　債務負担行為補正

１　追　加

（単位：千円）

事　　項	期　　間	限　度　額
議会広報紙印刷製本費	令和7年度	6,937
議会会議録作成業務委託料	令和7年度	6,826
本庁、支所及び病院事業部間文書配送業務委託料	令和7年度	4,270
広報紙印刷製本費	令和7年度	23,991
広報紙配送業務委託料	令和7年度	4,046
広報紙編集業務委託料	令和7年度	2,668
ラジオ市政情報等番組制作放送業務委託料	令和7年度	11,867
コミュニティセンター指定管理料（52施設）	令和7年度	261,263
マイナンバーカードオンライン申請補助端末機器借上料	令和7年度～令和11年度	9,025
ごみ袋作製費	令和7年度	42,950
御所浦クリーンセンター運転管理業務委託料	令和7年度～令和9年度	84,003
排水機場運転管理・保守点検業務委託料	令和7年度	17,992
四郎ヶ浜ビーチ環境整備業務委託料	令和7年度	5,544
下田温泉ふれあい館ぷらっと管理業務委託料	令和7年度	3,960
道路維持補修業務委託料	令和7年度	280,000

２　変　更

（単位：千円）

事　　項	変　更　前		変　更　後	
	期　　間	限　度　額	期　　間	限　度　額
令和6年度商工業設備投資資金利子補給	令和7年度～令和9年度	5,600	令和7年度～令和9年度	13,500

第４表　地方債補正

１　変　更

（単位：千円）

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
体育施設整備事業	285,100	証書借入又は証券発行	５．０％以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	481,500	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
漁港施設整備事業	259,400	〃	〃	〃	264,200	〃	〃	〃
文化施設整備事業	23,000	〃	〃	〃	72,500	〃	〃	〃
資料館整備事業	107,800	〃	〃	〃	149,600	〃	〃	〃
臨時財政対策債	64,000	〃	〃	〃	65,100	〃	〃	〃

議第１０９号

令和６年度天草市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）

令和６年度天草市の国民健康保険特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,459 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 11,743,627 千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和６年１１月２６日提出

天草市長　馬場　昭治

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
6 財産収入		618	213	831
	1 財産運用収入	618	213	831
7 繰入金		1,176,481	△ 82,032	1,094,449
	1 一般会計繰入金	1,013,164	△ 21,515	991,649
	2 基金繰入金	163,317	△ 60,517	102,800
8 繰越金		1	84,152	84,153
	1 繰越金	1	84,152	84,153
9 諸収入		14,298	126	14,424
	2 預金利子	3	126	129
補正されなかった款項に係る額		10,549,770		10,549,770
歳入合計		11,741,168	2,459	11,743,627

歳　出　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
7 基金積立金		618	213	831
	1 基金積立金	618	213	831
9 諸支出金		94,401	2,246	96,647
	1 償還金及び還付加算金	10,001	2,246	12,247
補正されなかった款項に係る額		11,646,149		11,646,149
歳出合計		11,741,168	2,459	11,743,627

議第１１０号

令和６年度天草市介護保険特別会計補正予算（第１号）

令和６年度天草市の介護保険特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 373,483 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 11,902,308 千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和６年１１月２６日提出

天草市長　馬場　昭治

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
4 支払基金交付金		2,971,174	△ 86,833	2,884,341
	1 支払基金交付金	2,971,174	△ 86,833	2,884,341
6 財産収入		466	256	722
	1 財産運用収入	466	256	722
7 繰入金		2,031,038	△ 94,429	1,936,609
	1 一般会計繰入金	1,825,038	△ 94,429	1,730,609
8 繰越金		1	554,162	554,163
	1 繰越金	1	554,162	554,163
9 諸収入		637	327	964
	2 預金利子	4	327	331
補正されなかった款項に係る額		6,525,509		6,525,509
歳入合計		11,528,825	373,483	11,902,308

歳　出　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
6 基金積立金		466	234,226	234,692
	1 基金積立金	466	234,226	234,692
8 諸支出金		3,001	139,257	142,258
	1 償還金及び還付加算金	3,001	139,257	142,258
補正されなかった款項に係る額		11,525,358		11,525,358
歳出合計		11,528,825	373,483	11,902,308

議第１１１号

令和６年度天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

令和６年度天草市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 42,522 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,584,143 千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和６年１１月２６日提出

天草市長　馬場　昭治

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		569,204	△ 49,700	519,504
	1 一般会計繰入金	569,204	△ 49,700	519,504
5 繰越金		1	7,121	7,122
	1 繰越金	1	7,121	7,122
6 諸収入		14,809	57	14,866
	2 預金利子	1	57	58
補正されなかった款項に係る額		1,042,651		1,042,651
歳入合計		1,626,665	△ 42,522	1,584,143

歳　出　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		1,584,500	△ 42,522	1,541,978
	1 熊本県後期高齢者医療広域連合納付金	1,584,500	△ 42,522	1,541,978
補正されなかった款項に係る額		42,165		42,165
歳出合計		1,626,665	△ 42,522	1,584,143

議第１１２号

令和６年度天草市浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算（第１号）

令和６年度天草市の浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

第１条　歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第１表　歳入予算補正」による。

令和６年１１月２６日提出

天草市長　馬場　昭治

第１表　歳入予算補正

歳　入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰入金		73,675	△ 104	73,571
	1 一般会計繰入金	73,675	△ 104	73,571
7 繰越金		1	104	105
	1 繰越金	1	104	105
補正されなかった款項に係る額		58,414		58,414
歳入合計		132,090	0	132,090

議第１１３号

令和６年度天草市国民健康保険診療施設特別会計補正予算（第１号）

令和６年度天草市の国民健康保険診療施設特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,225 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 299,956 千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和６年１１月２６日提出

天草市長　馬場　昭治

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		0	779	779
	1 国庫補助金	0	779	779
6 繰入金		174,420	△ 14,040	160,380
	1 一般会計繰入金	174,420	△ 14,040	160,380
7 繰越金		1	16,486	16,487
	1 繰越金	1	16,486	16,487
補正されなかった款項に係る額		122,310		122,310
歳入合計		296,731	3,225	299,956

歳　出　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務管理費		189,899	3,225	193,124
	1 総務管理費	189,899	3,225	193,124
補正されなかった款項に係る額		106,832		106,832
歳出合計		296,731	3,225	299,956

議第１１４号

令和６年度天草市斎場事業特別会計補正予算（第２号）

令和６年度天草市の斎場事業特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

第１条　歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第１表　歳入予算補正」による。

令和６年１１月２６日提出

天草市長　馬場　昭治

第１表　歳入予算補正

歳　入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		142,467	△ 4,116	138,351
	1 繰入金	142,467	△ 4,116	138,351
4 繰越金		1	4,116	4,117
	1 繰越金	1	4,116	4,117
補正されなかった款項に係る額		15,784		15,784
歳入合計		158,252	0	158,252

議第１１５号

令和６年度天草市病院事業会計補正予算（第２号）

（総則）

第１条　令和６年度天草市の病院事業会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第２条　令和６年度天草市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収　　入			
第１款　病院事業収益	4,453,757 千円	12,720 千円	4,466,477 千円
第１項　医業収益	3,624,127 千円	12,720 千円	3,636,847 千円
支　　出			
第１款　病院事業費用	4,432,346 千円	18,450 千円	4,450,796 千円
第１項　医業費用	4,379,897 千円	18,450 千円	4,398,347 千円

（債務負担行為）

第３条　予算第１２条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額について、「第１表　債務負担行為」のとおり追加する。

令和６年１１月２６日提出

天草市長　馬場　昭治

第１表　債務負担行為

１　追加　（単位：千円）

事　　項	期　　間	限　度　額
病室用テレビ及び床頭台賃借料	令和7年度～令和11年度	9,570
防炎カーテン賃借料	令和7年度～令和11年度	1,500
電話設備保守管理業務委託料	令和7年度	174
医用画像システム保守点検業務委託料	令和7年度	22,682
病院管理等業務委託料	令和7年度	3,700
医療ガス設備保守点検業務委託料	令和7年度	2,264
エレベーター等保守管理業務委託料	令和7年度	2,738
ＣＴスキャナ保守業務委託料	令和7年度	9,663
コンピューテッドラジオグラフィ保守業務委託料	令和7年度	2,041
内視鏡保守点検業務委託料	令和7年度	1,470
排水処理槽点検業務委託料	令和7年度	1,496
消防設備保守点検業務委託料	令和7年度	1,012
人工呼吸器等保守点検業務委託料	令和7年度	176
臨床検査業務委託料	令和7年度	契約に定める額
酸素供給装置賃借料	令和7年度	契約に定める額
人工呼吸器賃借料	令和7年度	契約に定める額

議第１１６号

令和６年度天草市水道事業会計補正予算（第２号）

（総則）

第１条　令和６年度天草市の水道事業会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第２条　令和６年度天草市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収　　入			
第１款　事業収益	2,164,008 千円	△1,681 千円	2,162,327 千円
第２項　営業外収益	367,305 千円	△1,681 千円	365,624 千円

（資本的収入及び支出）

第３条　予算第４条本文括弧書中、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額１，０８６，５３５千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額６０，６３８千円、過年度分損益勘定留保資金１，０２５，８９７千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額１，０８７，０８７千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額６０，６３８千円、減債積立金１００，０００千円、過年度分損益勘定留保資金９２６，４４９千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収　　入		
第１款　資本的収入	661,635 千円	125 千円	661,760 千円
第２項　出資金	190,435 千円	125 千円	190,560 千円
	支　　出		
第１款　資本的支出	1,748,170 千円	677 千円	1,748,847 千円
第２項　企業債償還金	732,855 千円	677 千円	733,532 千円

（他会計からの補助金）

第４条　予算第８条の表中に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額について、次のように改める。

（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
166,237 千円	△1,681 千円	164,556 千円

（債務負担行為）

第５条　予算第１０条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額について、次のとおり追加する。

事　　項	期　　間	限　度　額
天草市水道事業水質検査業務委託	令和７年度	26,374 千円

令和６年１１月２６日提出

天草市長　馬場　昭治

議第１１７号

令和６年度天草市下水道事業会計補正予算（第２号）

（総　　則）

第１条　令和６年度天草市の下水道事業会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）

第２条　予算第４条本文括弧書中、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額６９２，１０２千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額２８，８０１千円、過年度分損益勘定留保資金２４０，３１１千円、当年度分損益勘定留保資金４２２，９９０千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額７４４，８５１千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額３３，５９６千円、減債積立金９０，０００千円、過年度分損益勘定留保資金２９８，２０６千円、当年度分損益勘定留保資金３２３，０４９千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
支　　出			
第１款　資本的支出	1,095,146 千円	52,749 千円	1,147,895 千円
第１項　建設改良費	527,577 千円	52,749 千円	580,326 千円

（債務負担行為）

第３条　予算第５条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額について次のとおり追加する。

事　　項	期　　間	限　度　額
本渡処理区マンホールポンプ場運転管理業務委託	令和７年度	4,966　千円
本渡処理区雨水渠スクリーン清掃管理業務委託	令和７年度	2,232　千円
本渡浄化センター汚泥運搬処分業務委託	令和７年度	29,923　千円
下田浄化センター維持管理業務委託	令和７年度	11,379　千円
高浜浄化センター維持管理業務委託	令和７年度	17,373　千円
一町田浄化センター維持管理業務委託	令和７年度	15,729　千円
汚泥脱水業務委託	令和７年度	10,251　千円
佐伊津浄化センター維持管理業務委託	令和７年度	12,846　千円
佐伊津地区雨水ポンプ場運転管理業務委託	令和７年度	2,196　千円
本郷漁業集落排水処理施設維持管理業務委託	令和７年度	13,643　千円
宮田浄化センター維持管理業務委託	令和７年度	14,534　千円
通詞島排水処理施設維持管理業務委託	令和７年度	10,277　千円
宮野河内浄化センター維持管理業務委託	令和７年度	10,966　千円
崎津浄化センター維持管理業務委託	令和７年度	11,713　千円
棚底浄化センター維持管理業務委託	令和７年度	12,928　千円
新町浄化センター維持管理業務委託	令和７年度	3,626　千円
水質・汚泥成分分析業務委託	令和７年度	12,646　千円

令和６年１１月２６日提出

天草市長　馬場　昭治